

奈良県森林審議会規程

(趣旨)

第1条 奈良県森林審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、森林法(昭和26年法律第249号)及び森林法施行令(昭和26年政令第267号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議)

第2条 審議会は会長が必要に応じこれを招集し、会長が議長となる。
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(副会長)

第3条 審議会に副会長を置くことができる。
2 副会長は、会長が指名する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 審議会に部会を置く。
2 部会は、委員5人程度で構成する。
3 部会は、会長が必要に応じてこれを招集し、部会長が議長となる。この場合第3条第2項及び第3項の規定を準用する。
4 部会は知事からの諮問事項のうち、次の(1)、(2)、(3)及び(4)の事項について会長から委ねられた項目について審議する。
(林地開発審査部会)
(1) 林地開発に関すること。
(2) 保安林の転用にかかると解除に関すること。
(3) 松くい虫等の被害対策に関すること。
(制度及び指針等検討部会)
(4) 基本指針の検討など森林に関する重要な事項。
5 部会において審議、決議された事項については、会長が認めるものについては、森林法施行令第7条第4項の規定に基づき総会の決議とすることができるものとする。

(会議の公開)

第5条 審議会は、原則として公開とする。
傍聴については、会長が審議会に諮って認めるものとする。
2 公開とする場合にあっては、会長は会議の秩序保持等必要があるときは、傍聴人を制限し、又は、退場を命ずることができる。

(議事録の公開等)

第6条 議事録は、原則として公開する。
なお、非公開の審議会の議事録における発言者氏名は、非開示とする。
2 前項の議事録は、会長の指名する委員2名の署名により確定する。
3 答申書については、開示する。
4 審議会の委員名簿は、委員の氏名及び職名を開示する。

(幹事及び書記)

第7条 審議会及び部会にそれぞれ幹事1人及び書記若干人を置く。
2 幹事は、会長又は部会長の命を受け、審議会又は部会の庶務を処理する。
3 書記は、幹事の命を受け、庶務に従事する。
4 幹事及び書記は、会長が任命する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭和49年8月一部改正)
(昭和49年12月一部改正)
(昭和52年3月一部改正)
(昭和58年2月一部改正)
(平成14年12月一部改正)
(平成16年12月一部改正)
(平成20年12月一部改正)
(平成22年12月一部改正)
(平成29年12月一部改正)